

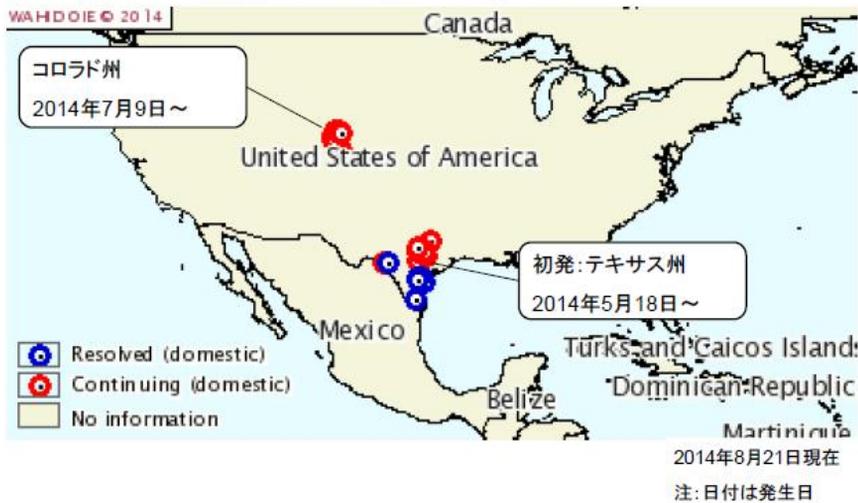
アメリカで馬と牛に水胞性口炎が発生!!

法定伝染病に指定されていますが、これまで日本国内での発生はありません。

- 平成26年5月18日にテキサス州の馬飼養農場で発生
 - 平成26年7月9日にコロラド州に発生が飛び火以降、コロラド州で感染が拡大
- 平成26年8月21日現在
両州の186農場で、牛10頭、馬277頭の感染が報告され、馬と同一農場で飼養されていた山羊、羊や豚には感染の報告はありません

アメリカでの発生状況（平成26年5月以降）

【参考情報】米国における水胞性口炎の発生状況（2014年5月～）



- 飼養衛生管理基準の再徹底—侵入防止が重要です!!—
 - 人及び車両の出入りの際の消毒等の徹底
 - 踏込消毒槽、衛生管理区域専用衣服及び長靴を設置
- 発生国への渡航自粛
- 異常がある場合には、早く通報!!
土日・祝日も通報を受け付けます。

0574-25-3111

守衛に緊急事例である旨を伝えると家保職員につながります。

<水胞性口炎とは>

- 蹄、鼻及び口腔内に水疱を形成するなど、口蹄疫と同様の臨床所見を示すため、牛、水牛、しか、馬、豚、いのししを対象とした法定伝染病に指定
- 感染は、感染動物との接触、ブユや蚊等の吸血昆虫による機械的伝播、汚染した唾液が付着した乾草等を食べることで起こる

<日本における水際での侵入防止>

※アメリカからの輸入される（馬・豚）は、生産農場の清浄性と出国前の抗体検査陰性したもの

※発生州およびその隣接州から輸入する家畜は輸入検疫の係留期間中に抗体陰性を確認後に解放

○ 検疫の対象となる動物の係留期間

	輸入	輸出
牛・豚などの偶蹄類の動物	15日	7日
馬	10日	5日
鶏、うずら、きじ、ダチョウ、 ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類	10日	2日
初生ひな	14日	2日
犬等	12時間以内 ～180日	12時間以内
猿	30日	*
兎など上記以外の動物	1日	1日

* 法的規制なし

農家の皆様へ

家畜に夏の疲れが出る頃です。併せて、季節の変わり目で寒暖の差が激しくなってきます。

ご自分の家畜をよく観察して、畜舎の換気等、早め早めに対応してください。